

令和7年度 富士見町防災ガイドブックデータ更新業務 仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、富士見町(以下「委託者」という。)が委託する「令和7年度 富士見町防災ガイドブックデータ更新業務」(以下「本業務」という。)に適用する。

2. 対象範囲

富士見町全域 (144.76 ㎡)

3. 本業務に求める効果

- (1) 災害が発生した場合の危険性と被害状況を町民が適切に理解すること
- (2) 災害による被害の防止・軽減のため、町民が平時からの備えを行うこと
- (3) 土砂災害(特別)警戒区域や気象情報等の防災情報、また、避難施設等を町民が適切に理解し、避難行動をするうえの判断ができること
- (4) 行政機関や関係機関からの防災情報を取得するための情報発信ツールを町民が理解し、適切に情報収集できること

4. 遵守すべき法令等

受託者は、本業務を実施するにあたり、契約書、本仕様書のほか下記の法令等を遵守するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 大規模地震対策特別措置法
- (4) 土砂災害防止法
- (5) 水防法
- (6) 防災基本計画(中央防災会議)
- (7) 長野県地域防災計画
- (8) 富士見町地域防災計画
- (9) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン(国土交通省)
- (10) その他関係法令及び規則等

5. 内 容

(1) 計画準備

業務を円滑に遂行するため、業務実施方針を検討して業務計画書を作成するとともに、全体工程計画を作成すること

(2) 資料収集整理

本業務の関係資料を収集整理し、防災ガイドブック更新に必要な基礎資料を取りまとめること。なお、本業務に関する基礎資料として、次に示す資料を収集・整理すること

- ①富士見町防災ガイドブック（平成 30 年 3 月作成）
- ②富士見町全図
- ③富士見町航空写真画像データ
- ④固定資産税家屋データほか建物に関する資料
- ⑤富士見町地域防災計画
- ⑥長野県地震対策基礎調査データ
- ⑦土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域データ（Shape 形式）
- ⑧山地災害危険地区（林野庁）
- ⑨防災関連施設データ
 - 一次避難所（施設・場所／避難施設／避難場所）、二次避難所、福祉避難所、
 - 公共施設、消防団屯所、ヘリポート、広域防災倉庫、水防倉庫、防災行政無線 等
- ⑩その他必要な資料
 - （例：高精度な森林資源情報等の公開（林野庁） 等）

（３）防災ガイドブック作成

防災ガイドブックのデータ作成の仕様は下記のとおりとする。

ただし、印刷業務は含まない。

- ・規格 A 4 冊子版（中綴じ製本を想定した仕様とすること）
- ・頁数 60 頁程度
- ・配色 両面カラー印刷（４色刷り以上）

①土砂災害ハザードマップの作成

- ・土砂災害防止法に規定する、長野県の指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を基に、4. 遵守すべき法令等を遵守し、土砂災害ハザードマップを作成すること
- ・町民が避難場所、避難施設、公共施設等を確認でき、避難行動をするうえでの必要な情報を取り入れること
- ・地図紙面は、ユニバーサルデザインに配慮した配色、レイアウト、書体を使用すること。
- ・A 4 冊子版で、被害想定や避難経路が視覚的にわかりやすい縮尺とし、冊子をめくって位置情報がわかりやすい頁構成とすること。

②地震災害被害想定マップの作成

- ・長野県地震被害想定調査、固定資産税家屋データ並びに公共施設に関する資料等をもとに、町内の最大震度予想や家屋被害状況等を地図上に示し、当町の地震被害想定を確認できるマップを作成すること
- ・町民が避難場所、避難施設、公共施設等を確認でき、避難行動をするうえでの必要な情報を取り入れること
- ・地図紙面は、ユニバーサルデザインに配慮した配色、レイアウト、書体を使用すること。

- ・ A 4 冊子版で、被害想定や避難経路が視覚的にわかりやすい縮尺とし、冊子をめくって位置情報がわかりやすい頁構成とすること。

③防災学習情報

- ・ 上記①②に、防災学習情報を加え、防災ガイドブックを作成すること
- ・ 本業務の目的である「町民の平時の防災意識の向上と災害による被害の防止・軽減」のため、町民が平時から行う防災活動、また、災害時の避難行動に有益で適当な防災学習情報の作成、レイアウトを行うこと
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した配色、レイアウト、書体を使用すること。
- ・ A 4 冊子版で、視覚的にわかりやすい配置とすること。

④その他

- ・ 国、県、町、防災関係機関が発信する情報を町民が収集できるよう、情報発信ツールの啓発をすること。

(4) ホームページ掲載データ作成

- ・ ホームページ等で公開する P D F データ及び Webbook データを作成すること。

(5) 各種データ作成

- ・ 防災ガイドブックについて、G I S データを作成すること
- ・ データ形式は Shape 形式とすること

(6) 土砂災害ハザードマップ大判図データ作成

- ・ 町内全域が一枚に表示された 5. 内容 (3) ①の土砂災害ハザードマップのデータを作成すること
- ・ 規格は A 1 版とし、町内全域が表示され、視覚的にわかりやすい縮尺とすること

(7) 英語版作成

- ・ 上記 (3) の防災ガイドブックを翻訳し、英語版を作成すること
- ・ 規格、仕様は (3) のとおりとする。
- ・ ホームページ等で公開する P D F データ及び Webbook データを作成すること。

6. 成果品、納品

成果品は下記のとおりとし、納品は富士見町 富士見町役場に行うこと。

- (1) 防災ガイドブックデータ (P D F、Shape 形式) 1 式
- (2) 防災ガイドブック英語版データ (P D F、Shape 形式) 1 式
- (3) 防災ガイドブック、マップ GIS データ (Shape 形式) 1 式
- (4) ホームページコンテンツデータ (P D F、Webbook) 1 式
- (5) 報告書 1 式
- (6) 報告書原稿 (電子データ) 1 式

7. 打ち合わせ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時のほか、委託者が必要と認める場合に行い、協議後速やかに記録簿を提出し、委託者の確認を得るものとする。なお随時の打合せ等については業務変更の対象としない。

8. 秘密の保持

受託者は業務遂行時に知り得た情報について、いかなる場合も委託者の許可を得ずに使用してはならない。

9. 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて委託者の所有とし、委託者の承認なくして公表、貸与もしくは使用してはならない。ただし、受託者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利などは、受託者及び第三者に留保されるものとする。

10. 疑義

本業務履行にあたり、本仕様書に記載のないものやその他の疑義が生じた場合は速やかに報告し、委託者及び受託者による協議を行うこととし、誠意をもって対応するものとする。

11. 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を連絡し、委託者の指示に従うものとし、その損害の責任は受託者が負うものとする。